

帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人母（原発事故時56歳）について、①原発事故以前から半身麻痺（身体障害等級1級）及び変形性膝関節症により移動には車椅子が必要であり、日常生活動作に介助を要する状態であった中、短期間のうちに関東地方の親戚宅を含む避難先を転々としたなどの事情を考慮し、過酷避難慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額30万円）の増額分として10万円の賠償が認められたほか、②大熊町で生まれ育ち、居住期間が通算して50年を超えていたこと、上記障害等を有していたため、家族や近所の知人、ヘルパー等の支援を受けて生活していたが、避難をしたことによりこれらの支援の多くを受けられなくなったこと等の事情を考慮して、生活基盤喪失慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額700万円）の増額分として50万円の賠償が認められた事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目に対する和解金として、申立人に対し、金60万円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争

解決センターに交付する。  
令和7年5月16日

(仲介委員 島戸 順子)

令和〇年（東）第〇号		
損害項目		金額
精神的損害	過酷避難状況による精神的損害・増額分 （中間指針第五次追補 第2の1）	100,000 円
	生活基盤喪失による精神的損害・増額分 （中間指針第五次追補 第2の2）	500,000 円
合計		600,000 円